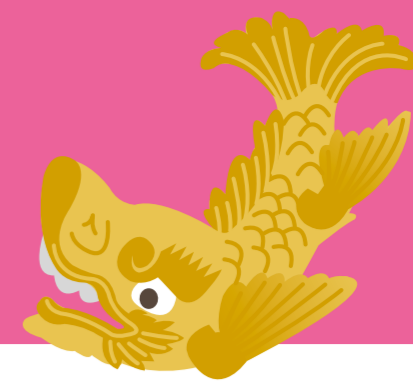


愛知県の最低賃金



地域別最低賃金

● 愛知県最低賃金

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべての方々に適用されます。

なお、特定最低賃金がある場合は、両方の最低賃金が適用され、高いほうの最低賃金額以上を支払わなければなりません。

令和5年10月1日から
時間額

1,027円

特定最低賃金

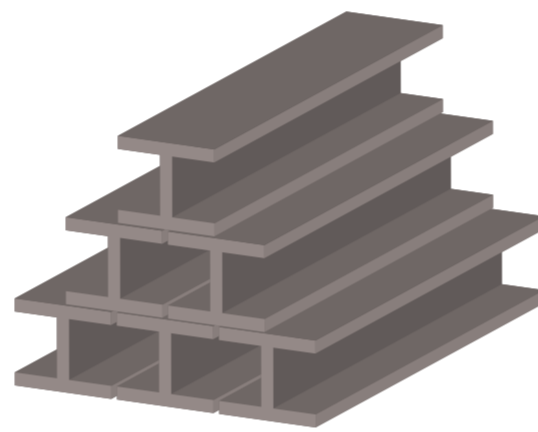
● 製鉄業

● 製鋼・製鋼圧延業

● 鋼材製造業

(表面処理鋼材を除く。)

上記産業で働く方々に適用されます。



令和5年12月16日から
時間額

1,059円

● 輸送用機械器具製造業

建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、船用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。

上記産業で働く方々に適用されます。



令和5年12月16日から
時間額

1,028円

業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。



業務改善助成金 検索

タスケくん

- 業務改善助成金制度の利用のご相談（無料）
愛知働き方改革推進支援センター（令和5年度）
電話 0120-006-802

- 業務改善助成金の申請・支給の窓口
愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）
電話 052-857-0313

業務改善助成金コールセンター

0120-366-440

（受付時間 平日8:30~17:15）